

# 文書質問整理表

令和2年5月に開催予定としていた閉会中常任委員会の代替とし、奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づいて行った文書質問の質問内容と回答、またそれに対する意見・要望は次のとおりである。

常任委員会名 : 建設企業委員会  
質問者 : 大西 淳 文

## 1、質問内容及び回答

回答者：企業局長

(担当課：企業局 送配水管理センター、経営企画課)

消毒液の無料配布について	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>アルコール消毒液の全国的な品不足を受け、新型コロナウイルスの感染拡大防止策の一つとして、除菌効果が期待できる「次亜塩素酸ナトリウム水」や「次亜塩素酸水」を市民等に無料配布している都市が多くある。</p> <p>「次亜塩素酸水」については、4月10日時点においては、有効性が確認されていないとの国会答弁であったが、経済産業省からの要請を受けた、独立行政法人製品評価技術基盤機構は電気分解法で生成した次亜塩素酸水を、新型コロナウイルスに有効である可能性がある消毒方法として選定されているところでもある。</p> <p>本市においてもアルコール消毒液の入手困難な状況など市民生活に鑑み、市民の不安解消を図るとともに、感染症予防の更なる意識啓発を行うため、何らかの対応をすべきであると考え、対応するにあたっての①問題点や課題、②今後の対応の有無について問う。</p> <p><b>【回答内容】</b></p> <p>①問題点や課題について</p> <p>「次亜塩素酸水」は数種類あり、その一部について手指消毒に使用できることや金属を腐食させないため取扱いが容易です。また、保管状況により保存期間が1カ月程度あるなど「次亜塩素酸ナトリウム水」より使用しやすい利点があります。</p>
--------------	--

しかし、「次亜塩素酸水」は、製造するために専用の機器を購入する必要があり、濃度が低いため有機物が存在すると容易に活性が低下するなどの課題があります。

一方、「次亜塩素酸ナトリウム水」の問題点は、浄水場の薬剤である「次亜塩素酸ナトリウム」を希釈して生成するため容易に調整できますが、金属を腐食させることや皮膚に対して刺激性があります。また、不安定で分解しやすい性質があるため、保存期間が短いなど、取扱いに注意が必要となることです。

この「次亜塩素酸ナトリウム」を希釈し、pHを調整することにより、「次亜塩素酸水」と同様なものが生成できますが、問題点として、保存期間が短くなること、混合時に使用するpH調整剤（塩酸）の調達や生成時の危険性などがあります。

## ②今後の対応の有無について

「次亜塩素酸ナトリウム水」は、浄水場で使用している薬剤を希釈すれば容易に生成できますが、刺激性があるため手指の消毒には使えないこと、保存期間が短いことから、市民に配布して利用していただくには不向きだと考えております。

「次亜塩素酸水」は、手指の消毒に使用できることや金属を腐食させないため安全に取扱えますが、製造には専用の機器を新たに購入する必要があります。また、その「次亜塩素酸水」を配布する場所や、どのように配布するのかという課題も残ります。

他都市の「次亜塩素酸水」の使用状況やコスト、並びにアルコール消毒液の市中に出回る状況などを考慮に入れて、市長部局と調整のうえ対応していきたいと考えております。

回答者：都市整備部長

(担当課：都市政策課)

柏木公園の都市  
計画変更について

**【質問の具体的内容】**

都市計画公園の案の縦覧について市のホームページにも掲載され、子どもセンターの立地要件に合致するとして整備するとのことである。更に市の都市計画審議会委員に発せられた文書には、立地場所としてふさわしいと記されている。

しかしながら、本市は策定が遅滞しているが今後のまちづくりについての立地適正化計画（コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進）の意義とは真逆の立地場所であると考えている。

また、浸水想定区域の見直しにより、立地場所は佐保川、秋篠川においても50cm～3m、隣地においては3m以上の浸水区域と想定されている。

既存施設であれば都市機能誘導区域に移設を検討すべきであると考えられるが、なぜふさわしい場所として新設されるのかその理由を問う。

**【回答内容】**

コンパクトシティについては、まちを単に縮小して、住民に郊外から「まちなか」へ移住してもらうということではなく、人口減少を契機に、「まちなか」やその中の拠点の価値を高め、より豊かな生活環境を実現していくというものです。

この方向性を実現するための制度のひとつとして立地適正化計画があり、その中で、拠点を設定し、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導するという仕組みがあります。

しかしながら、あらゆる都市機能を拠点に誘導していくのではなく、施設の性格により検討すべきであり、(仮称)奈良市子どもセンターについては、児童相談所・一時保護所機能も含み、これらは、自然豊かで落ち着いた環境であることが求められることから、必ずしも「まちなか」や拠点に立地することがふさわしいとは言えない施設であると考えています。

公共施設の立地を考える際、都市政策の観点はもちろん考慮すべきではありますが、その他の様々な政策方針も考慮する必要があると考えており、当該施設の立地については、公園との一体整備のメリットなどを踏まえ総合的に判断したものです。

また、委員ご指摘のとおり、柏木公園は、最新の洪水浸水想定区域図で

	<p>は、想定最大規模降雨(年超過確率 1/1000 程度の降雨量以上)の浸水の深さは、概ね0.5 mから3 m未満となっていますが、全国的に見て、立地適正化計画を公表している多くの都市は、浸水想定区域を居住誘導区域に含んでいる状況です。</p> <p>(仮称)奈良市子どもセンターは、堅固な2階建てとし、階高は約4 m弱の高さを有し、地盤面から屋外スロープで2階へ上がれるなど、利用者が一時的に避難できる安全な施設として計画しており、その他、安全上及び避難上の対策等を図ることで、立地は可能であると考えています。</p>
--	---

回答者：都市整備部長

(担当課：都市計画課)

<p>西九条佐保線の整備において発生する残地活用について</p>	<p><b>【質問の具体的内容】</b></p> <p>現在、県幹線街路整備事務所により用地買収が行われているが、近くに公園の無い地区もあることから、残地を公園として活用できないのか過去に意見させていただいた。</p> <p>公園として活用できる残地があるなら県と無償譲渡について交渉し、整備にご協力（横断や右折の制限等）していただく地元住民に対して憩える公園を整備することも一つの還元であるとも考えるが市の考え方を問う。</p> <p><b>【回答内容】</b></p> <p>現在、奈良県において都市計画道路西九条佐保線及びそれに伴う付替道路の用地買収を進めていると聞いています。</p> <p>本路線については、本市においては景観上でも重要な路線と考えており、規模及び立地が公園等の整備に適している用地が発生した場合には、整備を県に働きかけていきます。</p>
----------------------------------	---

## 2、意見・要望

大西淳文議員の意見・要望はありません。